

19 ハラスメント

本学では、「ハラスメントの防止等に関する規程」と「ハラスメントの防止等に関する指針」を定めています。

◆ハラスメント等とは

<セクシュアル・ハラスメント>

性的な言動で、他の人に不当な不利益や苦痛を与えることです。

<アカデミック・ハラスメント>

教育・研究上の地位を悪用して、他の人に不当な不利益や苦痛を与えることです。

<その他の人権侵害行為>

人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病または性的指向に対する差別など基本的人権を侵害する行為のことを差します。

◆ ハラスメント等に関する専門の相談員

本学では、ハラスメント等の人権侵害行為に関して相談に応じる専門の相談員(教員4名、カウンセラー等6名)を置いています。

<相談内容>

デートDVやストーカー、アルコール・ハラスメント・SNSに関係する悩みなども受け付けます。

自分ではハラスメントかどうかははっきり判断できないときでも、遠慮せず早めに専門の相談員に連絡してください。

卒業後でも、本学に在学中の問題については相談できます。

<専門の相談員の役割>

相談の秘密を堅く守ります。

必要な知識と情報を提供し、相談者の意向を尊重しながら、解決策をともに考えます。

相談員のリストと連絡方法はリーフレット、学内ポスター、大学のホームページ(『学生生活』→『在学生の方へ』→『ハラスメント防止対策』)をご覧ください。

<相談の方法>

- ・相談者の所属に関わらず、専門の相談員のなかから自由に選ぶことができます。
- ・電話、メール、面談のいずれの手段でも可能です。また、匿名でも相談できます。
- ・信頼する人に付き添ってもらうこともできます。
- ・大学に公式の対処を求めたいときも、まず上記の**専門の相談員**にお申し出ください。

◆ 面談可能日と場所

相談員別	相談日時	場所
教員	随時	研究室他
カウンセラー	学内ポスターの掲示をごらんください。	保健管理センター内 (永平寺キャンパス)
カウンセラー 精神科医	学内ポスターの掲示をごらんください。	和室 (小浜キャンパス)

ハラスメント問題の解決には専門的な知識やスキルが必要です。専門の相談員以外の人に相談すると、その人に悪意はなくても問題がこじれることがあります。

ハラスメントかもしれないと思ったときは、真っ先に直接、上記の**専門の相談員**に相談するようにしてください。

ハラスメント問題相談の申し込みは、

fuksodan@fpu.ac.jp

obamsodan@fpu.ac.jp

を通じて直接おこなってください。